

**北薩広域行政事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)**

令和5年6月

北薩広域行政事務組合

目 次

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 背景 | 2 |
| | (1) 気候変動の影響 | |
| | (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 | |
| | (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向 | |
| 3 | 計画改定の趣旨 旧計画の取組の実施状況及び計画改定の方針 | 4 |
| 4 | 基本的事項 | 5 |
| | (1) 目的 | |
| | (2) 対象とする範囲 | |
| | (3) 対象とする温室効果ガス | |
| | (4) 計画期間 | |
| | (5) 上位計画及び関連計画との位置付け | |
| 5 | 温室効果ガスの排出状況 | 8 |
| | (1) 温室効果ガス総排出量 | |
| | (2) 事業区分別の割合 | |
| | (3) 活動区分別の割合及び増減要因 | |
| | (4) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題 | |
| 6 | 温室効果ガスの排出削減目標 目標設定の考え方 | 10 |
| 7 | 目標達成に向けた取組 | 11 |
| | (1) 取組の基本方針 | |
| | (2) 具体的な取組内容 | |
| 8 | 進捗管理体制と進捗状況の公表 | 12 |
| | (1) 推進体制 | |
| | (2) 点検・評価体制 | |
| | (3) 進捗状況の公表 | |

1 はじめに

このたび、2030年度（令和12年度）までの北薩広域行政事務組合（以下「本組合」という。）の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「北薩広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

近年、世界規模で地球温暖化の影響とみられる災害が相次ぎ、国内においても、毎年のように豪雨災害が発生するなど、気候変動がもたらす影響は深刻さを増しています。年平均気温は、長期的にみると上昇傾向にあり、将来はより一層の気温上昇が予測されています。

国では2050年（令和32年）までにCO₂排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指しています。

鹿児島県においても、2023年（令和5年）3月に鹿児島県地球温暖化対策実行計画が改定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

本組合構成市町の地球温暖化対策実行計画の策定状況は、阿久根市と長島町が2020年度（令和2年度）に改定、出水市が2023年度（令和5年度）改定予定であり、「ゼロカーボンシティ宣言」については、阿久根市と長島町が2021年（令和3年）9月、出水市が2022年（令和4年）6月に表明しています。

一般廃棄物処理業を担う本組合も構成市町と一体となって再生可能エネルギーの拡大、ごみの減量と再資源化等を図り、脱炭素社会の実現を目指していきます。

2023年（令和5年）6月

2 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

2021年（令和3年）8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて、 2°C より十分低く保つとともに 1.5°C に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年（平成30年）に公表されたIPCC「 1.5°C 特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、 2°C を十分下回り、 1.5°C の水準に抑えるためには、 CO_2 排出量を2050年（令和32年）頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年（令和32年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2021年（令和3年）10月、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では2050年（令和32年）カーボンニュートラルの実現に向けて、気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度（令和12年度）において、温室効果ガスを2013年度（平成25年度）から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度（令和12年度）目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

| 温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂) | | 2013排出実績 | 2030排出量 | 削減率 | 従来目標 |
|---|---------|--|-------------|-------------|----------------------------|
| | | 14.08 | 7.60 | ▲46% | ▲26% |
| エネルギー起源CO ₂ | | 12.35 | 6.77 | ▲45% | ▲25% |
| 部門別 | 産業 | 4.63 | 2.89 | ▲38% | ▲7% |
| | 業務その他 | 2.38 | 1.16 | ▲51% | ▲40% |
| | 家庭 | 2.08 | 0.70 | ▲66% | ▲39% |
| | 運輸 | 2.24 | 1.46 | ▲35% | ▲27% |
| | エネルギー転換 | 1.06 | 0.56 | ▲47% | ▲27% |
| 非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O | | 1.34 | 1.15 | ▲14% | ▲8% |
| HFC等4ガス（フロン類） | | 0.39 | 0.22 | ▲44% | ▲25% |
| 吸収源 | | - | ▲0.48 | - | (▲0.37億t-CO ₂) |
| 二国間クレジット制度（JCM） | | 官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。 | | | - |

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

3 計画改定の趣旨

旧計画の取組の実施状況及び計画改定の方針

地方公共団体は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、その事務・事業から発生する温室効果ガス排出量削減のための計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減及び吸収作用の保全並びに強化のための措置を講じることが義務づけられており、率先して事務・事業における地球温暖化対策を実施する責務があります。

本組合は、2021年（令和3年）4月に3代目となる環境センターが稼働し、ごみ焼却施設（発電施設）によるエネルギー回収の運用を開始しました。また、衛生センターについても延命化工事を推進することにより、省エネルギー化及び化石燃料使用量の削減を図り、改めて国の施策に基づいた計画を立案し、実行することが重要となっています。

表2 旧計画及び今後の実行計画の策定

| | 自治体名 | 計画期間 | 取組状況 |
|----|---------------------------------|---|---|
| 1期 | 旧出水市 旧出水地区消防組合 北薩広域行政事務組合 | (基準年度) 1999年度(平成11年度) (計画期間) 2001年度(平成13年度) └ 2005年度(平成17年度) | 旧出水市及び旧出水地区消防組合と共同で、平成13年度から平成17年度までの5か年を期間とした実行計画を策定し取組を行いました。 |
| 2期 | 出水市(合併後) 北薩広域行政事務組合 | (基準年度) 2008年度(平成20年度) (計画期間) 2012年度(平成24年度) └ 2016年度(平成28年度) | 出水市と共同で、平成24年度から平成28年度までの5か年を期間とした実行計画を策定し取組を行いました。 |
| 3期 | 北薩広域行政事務組合 | (基準年度) 2013年度(平成25年度) (計画期間) 2023年度(令和5年度) └ 2030年度(令和12年度) | 本組合事務局は、令和3年2月に環境センター「エネクリン北薩」に移転したことから、北薩広域行政事務組合事務事業編として策定しました。 |

4 基本的事項

(1) 目的

北薩広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、本組合が実施している事務・事業に関し、省エネルギー化、省資源化及び廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本計画の対象範囲は、本組合の全ての事務・事業とします。

表3 本組合所管の対象施設

| 施設名称 | 施設の種類 | 担当部局 | 延床面積(m ²) | 整備年 |
|-----------|--------------------|-------|-----------------------|-----------|
| 環境センター | 事務局 | 総務課 | 8,017 | R3(2021) |
| | 焼却処理施設 | 施設管理課 | | |
| | 最終処分場 | 施設管理課 | 666 | R2(2020) |
| | 旧最終処分場 | 施設管理課 | 856 | H12(2000) |
| リサイクルセンター | 不燃物処理施設 資源化処理施設 | 施設管理課 | 3,703 | H20(2008) |
| 衛生センター | し尿処理施設 | 施設管理課 | 4,541 | H9(1997) |
| 計 | | | 17,783 | |

(3) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類とします。

表 4 温室効果ガスの種類と排出される主な活動

| 温室効果ガスの種類 | 略称 | 排出される主な活動 |
|----------------|------------------|---|
| 1 二酸化炭素 | CO ₂ | 燃料の使用、他人から供給された電気の使用、一般廃棄物の焼却 |
| 2 メタン | CH ₄ | 自動車の走行、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理、一般廃棄物の焼却 |
| 3 一酸化二窒素 | N ₂ O | 自動車の走行、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理、一般廃棄物の焼却 |
| 4 ハイドロフルオロカーボン | HFC | 自動車用エアコンディショナーの使用など ※排出量が少ないため対象外 |
| 5 パーフフルオロカーボン | PFC | パーフルオロカーボン（PFC）を含有する商品の廃棄（例：鉄道用シリコン整流器） ※排出量が少ないため対象外 |
| 6 六ふっ化硫黄 | SF ₆ | 絶縁ガスとして六ふっ化硫黄（SF ₆ ）が封入された電気機械器具（変圧器、開閉器、遮断機等）の使用・点検・廃棄 ※排出量が少ないため対象外 |
| 7 三ふっ化窒素 | NF ₃ | ※事務事業編の算定対象外 |

(4) 計画期間

本計画は、2023年度（令和5年度）から2030年度（令和12年度）までを計画期間とします。また、毎年1回進捗状況を確認・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

| 項目 | 年度 | | | | | | | | | | |
|--------|------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|--|
| | 2013 | ... | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | |
| 期間中の事項 | 基準年度 | | 計画開始 | | | | | | | 目標年度 | |
| 計画期間 | | | → | | | | | | | | |

図 1 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画に即して策定します。

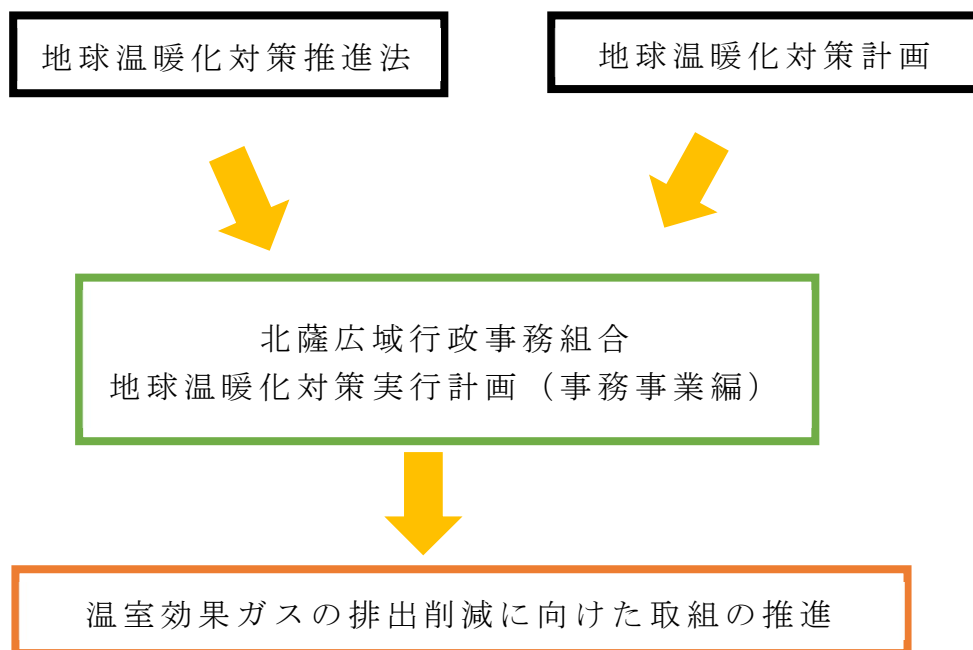


図 2 本計画の位置付け

5 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

本組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度（平成25年度）において、20,662t-CO₂であり、総排出量の約97%をCO₂が占めています。

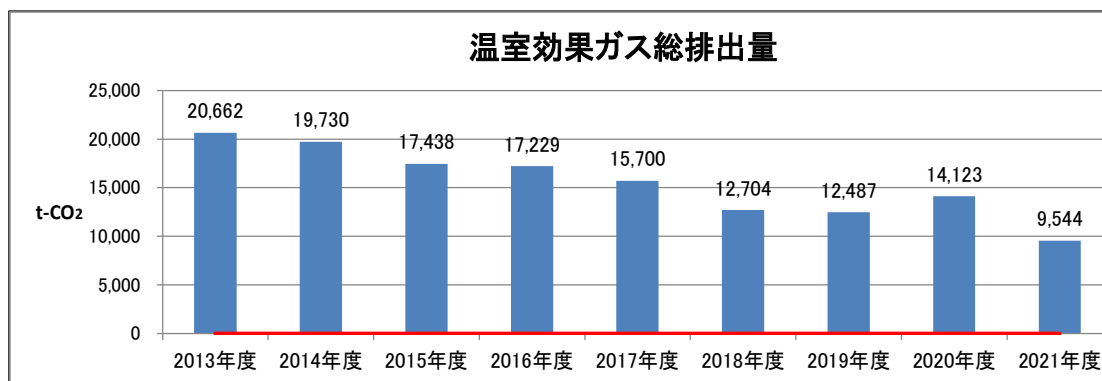


図3 本組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

表5 本組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」

| 年度 | 2013年度 (基準年度) | | 2014年度 | | 2015年度 | | 2016年度 | | 2017年度 | | 2018年度 | | 2019年度 | | 2020年度 | | 2021年度 | |
|------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 排出量 | 割合 | 排出量 | 割合 | 排出量 | 割合 | 排出量 | 割合 | 排出量 | 割合 | 排出量 | 割合 | 排出量 | 割合 | 排出量 | 割合 | 排出量 | 割合 |
| CO ₂ | 20,125 | 97.40% | 19,204 | 97.33% | 16,917 | 97.01% | 16,706 | 96.96% | 15,165 | 96.59% | 12,184 | 95.91% | 11,968 | 95.84% | 13,612 | 96.38% | 9,078 | 95.12% |
| CH ₄ | 91 | 0.44% | 90 | 0.45% | 90 | 0.51% | 92 | 0.53% | 96 | 0.61% | 93 | 0.73% | 91 | 0.73% | 91 | 0.64% | 44 | 0.46% |
| N ₂ O | 446 | 2.16% | 436 | 2.22% | 431 | 2.48% | 431 | 2.51% | 439 | 2.80% | 427 | 3.36% | 428 | 3.43% | 420 | 2.98% | 422 | 4.42% |
| 合計 | 20,662 | 100% | 19,730 | 100% | 17,438 | 100% | 17,229 | 100% | 15,700 | 100% | 12,704 | 100% | 12,487 | 100% | 14,123 | 100% | 9,544 | 100% |

※ CH₄、N₂Oの値は二酸化炭素換算値

(2) 事業区分別の割合

事業区分別の「温室効果ガス総排出量」は、環境センターが全体の約93%を占め、次いで衛生センター約6%、リサイクルセンターの順となっています。

表6 事業区分別の「温室効果ガス総排出量」

| 事業区分別 | CO ₂ (t-CO ₂) | | CH ₄ (t-CO ₂) | | N ₂ O (t-CO ₂) | | 合計 | | | 割合 | |
|-------------------------------------|---|---------|---|--------|--|--------|------------------|---------|--------|------------------|--------|
| | 2013年度 (基準年度) | 2021年度 | 2013年度 (基準年度) | 2021年度 | 2013年度 (基準年度) | 2021年度 | 2013年度 (基準年度) | 2021年度 | 比較 | 2013年度 (基準年度) | 2021年度 |
| 環境センター 事務局 総務課 | 2.7 | 2.6 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 2.8 | 2.7 | 3.6%減 | 0.01% | 0.03% |
| 環境センター 焼却処理施設 新・旧最終処分場 | 18,764.0 | 8,234.2 | 48.8 | 0.8 | 405.7 | 384.6 | 19,218.5 | 8,619.6 | 55.1%減 | 93.01% | 90.32% |
| リサイクル センター 不燃物処理施設 資源化処理施設 | 100.2 | 53.6 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0.1 | 100.5 | 53.9 | 46.4%減 | 0.49% | 0.56% |
| 衛生センター し尿処理施設 | 1,258.3 | 787.6 | 42.3 | 42.9 | 39.7 | 37.1 | 1,340.3 | 867.6 | 35.3%減 | 6.49% | 9.09% |
| 合計 | 20,125.2 | 9,078.0 | 91.3 | 43.9 | 445.6 | 421.9 | 20,662.1 | 9,543.8 | 53.8%減 | 100% | 100% |

※ CH₄、N₂Oの値は二酸化炭素換算値

(3) 活動区分別の割合及び増減要因

活動区分別の「温室効果ガス総排出量」の割合は、基準年度において「一般廃棄物の焼却」が全体の約 83%を占め、次いで「電気の使用」約 14%、「燃料の使用」「し尿の処理」の順となっています。

また、増減要因では、廃プラスチック類のリサイクル推進によるごみ減量化により、一般廃棄物の焼却に由来する CO₂ 排出量が減少したほか、2021 年度（令和 3 年度）にごみ焼却施設（発電施設）が稼働したことにより買電量が減少し、他人から供給された電気の使用に伴う CO₂ 排出量の減少が、温室効果ガス削減の要因となっています。

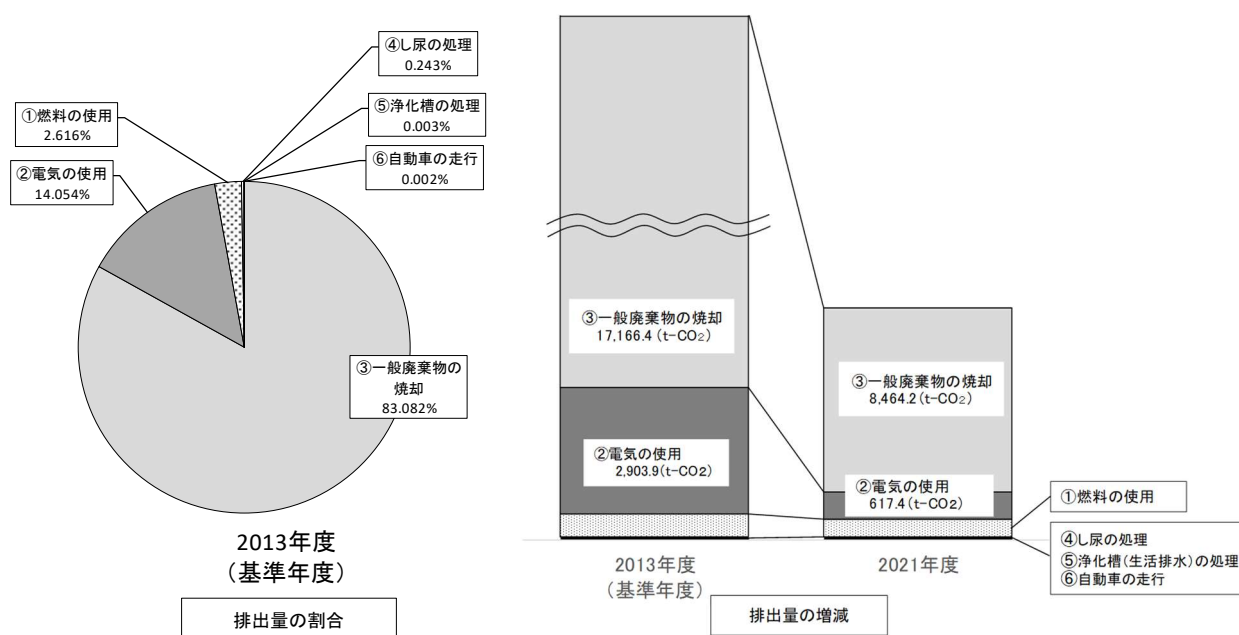


図 4 活動区分別の「温室効果ガス総排出量」割合及び増減

表 7 活動区分別の「温室効果ガス総排出量」

| 活動区分別 | CO ₂ (t-CO ₂) | | CH ₄ (t-CO ₂) | | N ₂ O (t-CO ₂) | | 合計 (t-CO ₂) | | | | |
|--|--------------------------------------|---------|--------------------------------------|--------|---------------------------------------|--------|-------------------------|---------|---------|---------|--------|
| | 2013年度 (基準年度) | 2021年度 | 2013年度 (基準年度) | 2021年度 | 2013年度 (基準年度) | 2021年度 | 2013年度 (基準年度) | 割合 | 2021年度 | 割合 | 比較 |
| エネルギー起源CO ₂ | | | | | | | | | | | |
| ①燃料の使用 | 540.6 | 409.8 | | | | | 540.6 | 2.616% | 409.8 | 4.294% | 24.2%減 |
| ②電気の使用 | 2,903.9 | 617.4 | | | | | 2,903.9 | 14.054% | 617.4 | 6.469% | 78.7%減 |
| 非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O | | | | | | | | | | | |
| ③一般廃棄物の焼却 | 16,680.7 | 8,050.8 | 52.0 | 3.6 | 433.7 | 409.8 | 17,166.4 | 83.082% | 8,464.2 | 88.688% | 50.7%減 |
| 廃プラスチック類 | 16,680.7 | 8,050.8 | | | | | 16,680.7 | 80.731% | 8,050.8 | 84.356% | 51.7%減 |
| 廃プラスチック類以外 | | | 48.6 | 0.6 | 405.4 | 384.4 | 454.0 | 2.197% | 385.0 | 4.034% | 15.2%減 |
| し尿処理施設の汚泥焼却 | | | 3.4 | 3.0 | 28.3 | 25.4 | 31.7 | 0.154% | 28.4 | 0.298% | 10.4%減 |
| ④し尿の処理 | | | 38.9 | 39.9 | 11.4 | 11.6 | 50.3 | 0.243% | 51.5 | 0.540% | 2.4%増 |
| ⑤浄化槽(生活排水)の処理 | | | 0.4 | 0.4 | 0.2 | 0.2 | 0.6 | 0.003% | 0.6 | 0.006% | 増減なし |
| ⑥自動車の走行 | | | 0.0 | 0.0 | 0.3 | 0.3 | 0.3 | 0.002% | 0.3 | 0.003% | 増減なし |
| 合計 | 20,125.2 | 9,078.0 | 91.3 | 43.9 | 445.6 | 421.9 | 20,662.1 | 100% | 9,543.8 | 100% | 53.8%減 |
| 割合 | 97.40% | 95.12% | 0.44% | 0.46% | 2.16% | 4.42% | 100.0% | | 100.0% | | - |

※ CH₄、N₂O の値は二酸化炭素換算値

(4) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

本組合における温室効果ガスは、可燃ごみに混入している廃プラスチック類の焼却が全体の約 81%（2013 年度）を占めていることから、ごみの減量化及び廃プラスチック類の分別を推進させることが課題となります。

6 温室効果ガスの排出削減目標

目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、本組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

本計画では、衛生センターの延命化工事を行うことで、2030 年度（令和 12 年度）は、2021 年度（令和 3 年度）より 180t-CO₂ の排出量削減が期待されることから、目標年度の CO₂ 排出量を 9,364t-CO₂ とし、基準年度比で 55%削減することを目標とします。

表 8 温室効果ガスの削減目標

| 項目 | 基準年度(2013年度) | 目標年度(2030年度) |
|------------|-------------------------|------------------------|
| 温室効果ガスの排出量 | 20,662t-CO ₂ | 9,364t-CO ₂ |
| 削減率 | - | 55% |

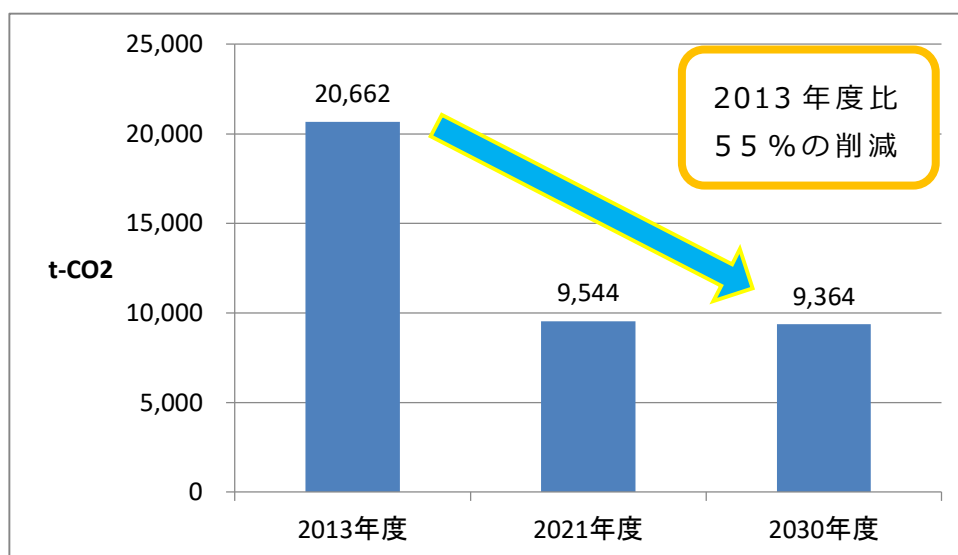


図 5 温室効果ガスの削減目標

※ 計画期間内の目標達成に向けた主な施策

| | 年度 | 内容 |
|---|----------------|-------------------|
| 1 | 2021年(令和3年)4月 | 環境センター「エネクリン北薩」稼働 |
| 2 | 2030年(令和12年)4月 | 衛生センター延命化工事後稼働予定 |

7 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの大部分を占める一般廃棄物の焼却量について、本組合を構成する市町（阿久根市、出水市、長島町）とのごみ排出量削減に係る協力と連携を促進した取組を行います。

また、それぞれの施設における活動区分ごとの取組は、次のとおりとします。

(2) 具体的な取組内容

| 施設名称等 | 活動区分 | 取組内容 |
|--------------------------|---------------|---|
| 環境センター ※事務局総務課 含む。 | 一般廃棄物の 焼却 | ○焼却量の削減=ごみ排出量の削減 ・一般廃棄物処理基本計画の目標値達成に向けた、構成市町と連携した取組 ・ごみ調査による調査、分析結果の公表 ・分別の徹底、リサイクルの推進 ・環境教育の充実など |
| | 電気の使用 | ○節電（冷暖房の管理、照明機器の管理） ○計画的な焼却炉の運転など |
| | 燃料の使用 | ○自動車等の適正運転 ○計画的な焼却炉の運転など |
| | 用紙類の使用 | ○再生紙の使用促進、使用量の削減 |
| リサイクルセン ター | 一般廃棄物の 資源化 | ○新たに建設するストックヤード棟でのリユースを通じた環境教育の充実 ○分別の徹底、4Rの取組強化など |
| | 電気の使用 | ○節電（冷暖房の管理、照明機器の管理） ○機器更新時の省エネ仕様機器の採用 ○照明のLED化など |
| | 燃料の使用 | ○自動車等の適正運転など |
| | 用紙類の使用 | ○再生紙の使用促進、使用量の削減 |
| 衛生センター | 汚泥焼却設備 | ○汚泥の高効率脱水機による助燃剤化 |
| | 電気の使用 | ○節電（冷暖房の管理、照明機器の管理） ○延命化工事時に省エネ仕様機器の採用 ○照明のLED化など |
| | 燃料の使用 | ○汚泥焼却設備の廃止 ○自動車等の適正運転など |
| | 用紙類の使用 | ○再生紙の使用促進、使用量の削減 |

8 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、事務局長を中心とした「地球温暖化対策会議」を設け、着実に取組を行います。

| 役割 | 担当者 | 取組内容 |
|--------------|--------------------------|---|
| 地球温暖化対策会議 | 事務局長、総務課長、施設管理課長、課長補佐各係長 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況の点検、評価 ・各担当者への周知 ・今後の対策等の協議及び取りまとめ |
| 地球温暖化対策事務局 | 施設管理課 | <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策の実施状況等の点検及び取りまとめ ・推進会議の資料作成等 |
| 地球温暖化対策推進責任者 | 各係長 | <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化対策の実施状況等の点検及び取りまとめ |

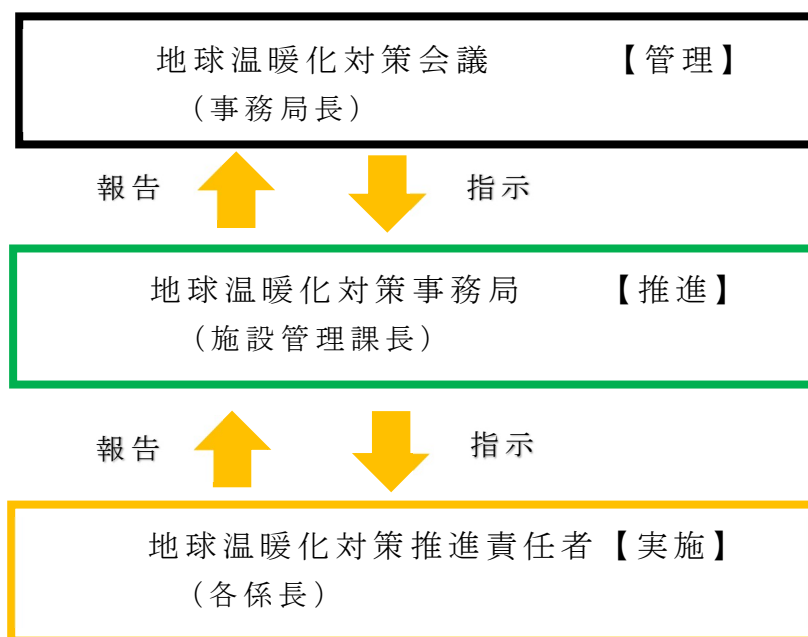


図 6 本計画の推進体制

(2) 点検・評価体制

本計画は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

進捗状況については、地球温暖化対策推進責任者が地球温暖化対策事務局に対して定期的に報告を行い、地球温暖化対策事務局は、その結果を整理して地球温暖化対策会議に報告します。

また、地球温暖化対策会議では、算出結果に基づき、毎年1回実施状況の点検・評価を行い、必要に応じて取組方針を見直します。

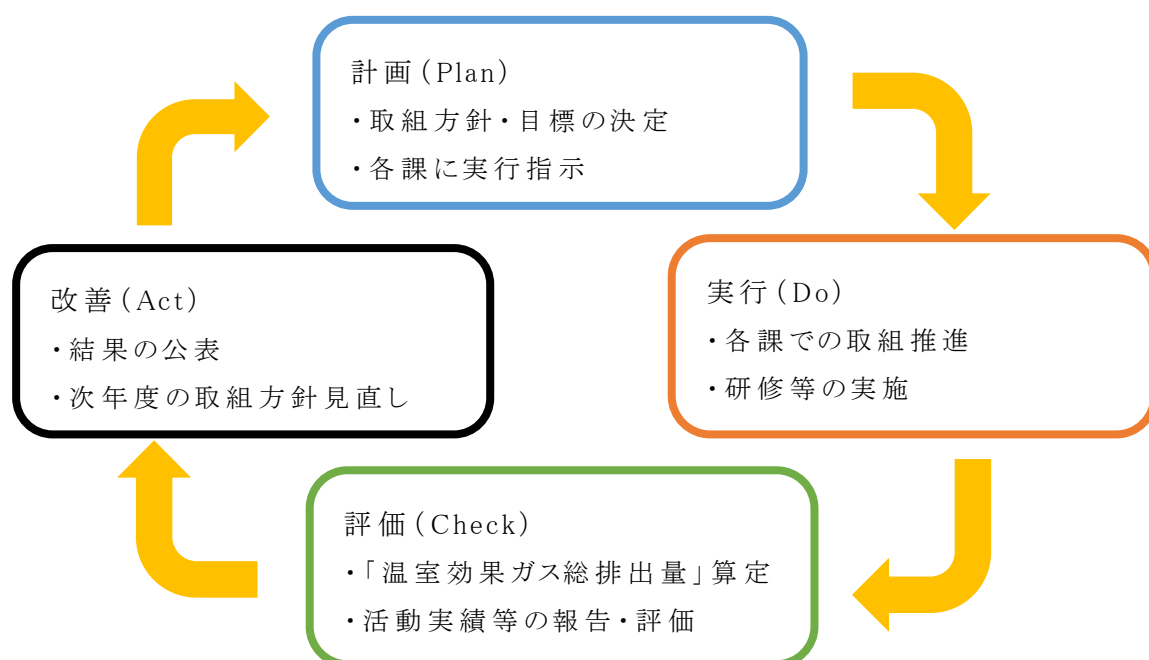


図 7 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、本組合のホームページで公表します。